

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧下さい。

工事名	藤沢労働総合庁舎棟（23）建築改修その他工事
工事種別	建築工事
工事場所(都県)	神奈川県
工事場所(市区町村)	藤沢市 朝日町5-11、5-12
工事概要	<p>敷地面積 約 1,528m²</p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階</p> <p>建築面積： 約 500m²</p> <p>延べ面積： 約 2,500m²</p> <p>用 途：庁舎</p> <p>工事内容：外壁改修、防水改修、内装改修 改修一式</p> <p>電気設備工事、機械設備工事 改設一式</p>
担当事務所	横浜営繕事務所
公示日／期限日／開札日	R5.12.22 ／ R6.1.19 ／ R6.3.1
工 期	工事の始期から 225 日間 (R6.5.10 (工事着手期限))
入札契約方式／落札方式	公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型）（余裕期間制度（任意着手方式）） (見積活用方式)
等級(ランク)	建築工事 C等級又はB等級
本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
競争参加資格要件の概要	<p>平成20年4月1日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。</p> <p>（ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む工事</p> <p>（イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外壁、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。</p> <p>施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

「藤沢労働総合庁舎棟(23)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、藤沢労働総合庁舎（藤沢市朝日町5-11,-12）において、外壁及び屋根防水の経年劣化のため、内部への漏水が発生しており、業務へ支障をきたしていることから改修を行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・防水改修工事 シート防水改修（かぶせ工法）、シーリング改修
- ・外壁改修工事 タイル浮き部改修、ひび割れ補修、複層仕上塗材の撤去・新設
- ・環境配慮改修工事 複層仕上塗材の下地調整材の石綿除去
- ・電気設備改修工事 建築改修に伴う電気設備改修
- ・機械設備改修工事 建築改修に伴う機械設備改修

(2) 施工時期、施工条件

- ・外部足場の設置及び解体時の資材置場として、駐車場5台分を各々1ヶ月程度利用可能です。
- ・外壁仕上撤去作業では、近隣への騒音対策として防音シート設置を見込んでいます。
- ・閉庁日作業では、通行者の安全を確保するため、交通誘導警備員を見込んでいます。現場説明書説明事項その2[交通誘導警備員]を参照してください。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図（参考図）」（K-01, 02 図）を参照してください。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・工事の始期を令和6年5月10日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7) 見積活用方式の試行

- ・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8) 適切な工期の確保について

- ・本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。